

今後の新型コロナウイルス感染症対策について

[登校前にご家庭でしてほしいこと]

○毎朝、お子様の健康状態を把握し、以下の症状がある場合は無理をせず登校を控えてください。

- 【症状例】 ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
・匂いや味がわからない症状（嗅覚・味覚異常）がある場合

○感染状況が落ち着いている平時においては基本、健康観察表への記入、学校への提出はしていただくなくて結構です。ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、健康観察表の提出をお願いする場合があります。

[お子さんが感染した場合]

○お子さんの感染が判明した場合は、速やかに学校に連絡してください。

[新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止の期間の基準について]

○新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止の期間とします。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

[同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合について]

○同居家族が感染しても、お子さん本人の感染が確認されていない場合、登校することができます。（ご家族が感染されたという連絡も不要です。）

※同居家族の感染状況に関わらず、発熱等の症状がみられる場合は、自宅で症状がなくなるまで休養をお願いします。

[マスクの着用について]

○学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

○マスクの着用を希望する場合や健康上の理由でマスク着用ができない場合に、マスクの着脱を強制することはありません。ただし、熱中症や体育における活動時など、生命の危険が考えられる場合はマスクを外すよう指導します。

○地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことがあります。しかし、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。

○マスク着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導します。

[学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について]

○学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていきます。

○感染状況が落ち着いている平時においても、これまで通り学校での健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導を行います。